

錦江町でんしろく奨学金制度について

Ⅰ でんしろく奨学ローンについて

(取扱店：鹿児島相互信用金庫 大根占支店)

○対象者：進学または在学中の高校生・大学生等及びその町内に住む町税等の滞納がない保護者
ローンの契約は、保護者になります。

○融資額：高校生 月額 30,000 円

大学生等 月額 50,000 円

※医、薬、歯学科、看護学科、介護福祉科の学生は、月額 80,000 円も選択できます。

※利用額は学生 1 人につき 50 万円から 500 万円まで。

○返済期間：10 年

≪利用の流れは以下のとおりです。≫

① 錦江町教育委員会で「錦江町でんしろく奨学金制度受付確認書」に必要事項を記入。

教育委員会から確認書の写しを交付します。また、錦江町教育委員会の公式 LINE に登録をお願いします。町の情報や交流プログラムの情報を提供します。

② 錦江町役場住民税務課又は田代支所住民生活課で所得証明書を取得

③ 鹿児島相互信用金庫 大根占支店で「錦江町でんしろく奨学ローン」の申込

※ 以下の書類が必要になります。

・ 所得証明書と受付確認書の写し

・ 顔写真付本人確認書（運転免許証等）

・ お子様が就学していることを証明する書類（合格通知書、在学証明書等）

(必要に応じてその他の書類提出をお願いされることがあります。)

④ 審査・契約手続き

鹿児島相互信用金庫 大根占支店から審査結果の連絡がありますので、お借入れの手続きをおこなってください。

(貸越口座開設、ローン契約、お子様の名義の普通預金口座の開設)

⑤ 奨学金の振込

お子様名義の普通口座へ毎月送金します。

⑥ 利息の返済

在学期間中は、毎月利息分のみ返済。卒業後元金及び利息を返済。

⑦ 毎年 4 月に、お子様が就学していることを証する書類を提出

⑧ 鹿児島相互信用金庫大根占支店から 1 年分の元金・利息等に関する証明書が発行されます。

(利息や元金補助金申請の必要書類となりますので大切に保管ください。)



※この奨学ローンは、錦江町でんしろく奨学金償還補助金の対象となります。利息や元金の返済を行っていただき、その後、利息については全額、元金については交流プログラムの参加等により一部又は、全額補助。毎年度 2 月～3 月に補助金申請の案内を教育委員会から行いますので、手続きをお願いします。

2 錦江町でんしろく奨学金償還補助金について

錦江町でんしろく奨学ローンの利息及び元金の返済分について、利息については、全額補助します。元金について、交流プログラムへ参加や帰郷等の要件により一部又は最大で全額補助があります。

≪補助内容≫

対象者：奨学ローン契約者（町内に住んでいる保護者で町税等の滞納がない者）

内容① 在学中に支払う利息及び卒業後の元金返済に係る利息は全額補助

② 卒業後の元金返済については、交流プログラムに在学中又は卒業後 3 年以内に参加いただくと、元金の 1/10 を補助

③ 交流プログラムに参加し、卒業後 10 年以内に、帰郷または、町内に就業（就職、起業含む）すると町内に居住又は、就業してから、返済の残存期間の元金について補助。

④ 町内の医療機関、介護サービス事業所に勤務する医師、看護師、介護福祉士については、町内で勤務する間は、返済の残存期間を超えて全額補助

※②、③、④は、交流プログラムへの参加と卒業していることが要件となります。

≪補助金の申請方法≫

① 毎年度 2 月～3 月頃に、利用者へ補助金申請の案内を教育委員会から行います。

（相信から、契約者へ元金・利息支払証明の受取案内行い、教委へは、証明の一覧が届きます。）

② 元金・利息支払証明書と申請書を錦江町教育委員会へ提出。

（このほか必要書類の提出を求めることがあります。）

③ 申請の翌月に契約者の口座へ振込みます。

※元金補助については、返済開始後 2 年過ぎてから行います。

3 奨学寄付プログラム

本制度に必要な資金の一部について、町内外から事業者・個人による寄付やふるさと納税時に、奨学基金への寄付欄を設置しております。

4 交流プログラムと就職起業支援プログラム

町と学生のつながりを保ち、帰郷や地元での就職等の支援に、申請時に登録した公式 LINE で、交流プログラムの情報を提供。今後も、連携協定により、就職起業支援についても協議を行っていくところです。

（交流プログラム例）

- ・「未来」想像・創造コンテストへの参加
- ・MIRAI 寺子屋塾のオンライン講師
- ・町内小中学校での講話
- ・町主催イベントでのボランティア活動など